

## 八代市小規模工事等契約希望者登録要領

### (目的)

第1条 この要領は、市が発注する小規模な建設工事及び施設の修繕等（以下「小規模工事等」という。）について、市の競争入札参加資格審査申請が困難な市内に主たる事業所を置く小規模事業者を登録し、これら登録された小規模事業者の積極的活用を図ることにより、当該小規模事業者の受注機会を拡大するとともに、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

### (契約の対象)

第2条 小規模工事等の対象となる契約は、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものであって、契約金額が50万円以下のものとする。

### (登録できる者)

第3条 小規模事業者のうち、八代市小規模工事等契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録できる者は、市内に主たる事業所又は住所を有する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 八代市競争入札参加資格審査申請要領（平成18年11月27日総務部長専決）第3条第1項第1号の規定に基づき、建設工事等の競争入札参加有資格者名簿に登録されている者
- (3) 希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない者
- (4) 市税を滞納している者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公共発注の相手方として不適当と認められる者

### (登録申請書類)

第4条 登録をしようとする者は、八代市小規模工事等契約希望者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 市税の納税証明書（申請日前1箇月以内に発行されたもの）
- (2) 市税等滞納有無調査承諾書
- (3) 登録をしようとする者が法人の場合は、商業登記簿謄本
- (4) 登録をしようとする者が個人の場合は、運転免許証、健康保険証等の氏名及び住所が確認できる書類の写し。ただし、事業所の所在地が個人の住所と異なる場合は、さらに事業所の商号・名称及び所在地が確認できる書類の写し
- (5) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

### (登録の受付期間及び登録の有効期間)

第5条 登録申請の受付期間は、当該登録の有効期間の開始日の属する年において、市長が別に定める。ただし、やむを得ない事由があるときは、受付期間以外の期間であっても登録の申請を受け付けるものとする。

2 前項の登録の有効期間は3年間とする。ただし、前項ただし書の規定により受付期間以外の期間に受け付けした者の登録の有効期間は、登録した日から受付期間における登録の有効期間が満了する日までの期間とする。

### (登録名簿への掲載)

第6条 市長は、第4条の規定による申請書の提出があったときは、これを審査し、適格と認めたと

きは登録名簿に登載するものとする。

(登録事項の変更等)

第7条 登録名簿に登載された者(以下「登録者」という。)は、登録した事項に変更があったとき、事業を廃止したとき又は登録を辞退しようとするときは、遅滞なく八代市小規模工事等契約希望者登録変更・廃止・辞退届(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 市内に主たる事業所又は住所を有しなくなった場合
- (2) 第3条各号のいずれかに該当することとなった場合
- (3) 倒産し、又は破産した場合
- (4) 受注に関し不正又は不誠実な行為があった場合

(契約者の決定)

第9条 市長は、登録名簿から選定した複数の登録者との見積競争により、最も低い価格の見積書を提出した登録者と契約するものとする。

第10条 市長は、小規模工事等に関する契約に係る業者の選定に際しては、登録者に対し、積極的  
に見積競争に参加する機会を与えるよう努めるものとする。ただし、競争入札参加有資格者名簿に  
登録された者のうちから業者を選定することを妨げないものとする。

附 則

この要領は平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要領は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成24年5月1日から施行する。

附 則(平成26年3月27日総務部長専決)

この要領は平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要領は令和2年4月1日から施行する。